

農業者の皆様へ

# 償却資産・事業用家屋に係る 令和3年度の**固定資産税等が軽減**されます

【申告期限】 **令和3年1月31日**※

(※市・町によって申告期限が異なる場合があります)

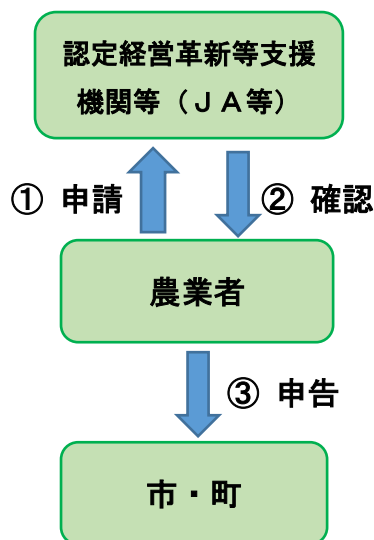
【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している農業者。

【軽減内容】

売上高の減少割合	軽減割合
30%以上50%未満減少している方	50%
50%以上減少している方	100%

【軽減措置申告の流れ】



① 農業者が申告書を記入し、支援機関等（JA）の確認を受ける。（申告書は各市・町の様式を使用してください。各市・町のHP等で入手できます。）

② 支援機関等（JA）の確認（記名・押印）を得てください。

③ 支援機関等（JA）の確認を得た書類等を、申告期限までに市・町に提出してください。



軽減措置の適用を希望される方は、JAにお問い合わせください。

問合せ先：JA足利 営農経済部営農振興課  
0284-22-4433